

大 和 市 文 化 創 造 拠 点
指 定 管 理 者 募 集 要 項

平成26年10月

大 和 市

1. 文化創造拠点の概要

(1) 設置目的と指定管理者に期待する役割

大和市文化創造拠点は、やまと芸術文化ホール、大和市立図書館、大和市生涯学習センター、大和市屋内こども広場によって構成される複合施設です。文化芸術の振興を中心とした本市の文化を創造するための拠点として設置するものです。

指定管理者には、民間事業者としての知識、能力、経験を活かし、利用者の視点に立った効率的な運営によって、各施設の条例に掲げた目的の実現に寄与することを期待します。

(2) 施設概要

1) 所在地 大和市大和南一丁目8番1号
(大和南一丁目1156番、大和南一丁目1157番)

2) 開館日 平成28年11月3日(予定)

3) 建物概要

- ・敷地面積 9,378.19 m²
- ・延床面積 25,256.18 m² (内文化創造拠点部分 22,903.59 m²)
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上6階 地下1階建

4) 主な構成施設

施設名	専用床面積	備 考
やまと芸術文化ホール	6,642.87 m ²	
大和市立図書館	5,328.86 m ²	1階(返却ポスト)及び3階から5階まで
大和市生涯学習センター	2,410.07 m ²	2階(市民交流ラウンジ)、3階(音楽スタジオ)及び6階
大和市屋内こども広場	762.47 m ²	3階
駐車場・駐輪場	3,386.40 m ²	地下1階
その他市施設(※)	174.01 m ²	1階(放送スタジオ)、2階(市民課連絡所)
市施設共用部	4,198.91 m ²	エントランスホール他
	22,903.59 m ²	

※ その他市施設は、指定管理業務の対象ではありません。

2. 指定管理者による管理運営にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務(詳細は別紙仕様書のとおり)

- 1) 各施設の設置目的に基づく事業実施及び施設提供に関すること
- 2) 各施設・設備等の維持管理に関すること
- 3) 事業計画及び事業報告の作成に関すること
- 4) その他、施設の管理に関して市(市長及び教育委員会)が必要と認めること

(2) 指定期間

平成28年11月3日から平成33年3月31日まで(53ヶ月)

(3) 利用料金制

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を導入しているため、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となります。

各施設の利用料金は、各施設の設置条例に規定する範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めることができます。

なお、各施設の設置条例に規定する利用料金の範囲については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき、指定期間中において見直しを行うことがあります。

(4) 指定管理料

市は管理運営に必要な経費として、下記の通り指定管理料を支払います。

1) 指定管理料

指定管理者業務に係る経費(消費税及び地方消費税を含む)は下記の金額を上限として提案してください。指定管理料は、提出された収支予算書の提案額を基に協議し、協定書に定める額とします。

なお、下記の金額を超えた額を提案した場合、失格となります。

[指定管理料の上限額]

平成28年度	360,000,000円(※)
平成29年度	798,000,000円
平成30年度	798,000,000円
平成31年度	798,000,000円
平成32年度	798,000,000円

※ 開館年度については、事業数、事業内容を充実するための経費を含んでいます。

2) 光熱水費等の取扱い

① 光熱水費

今回の指定管理期間については、光熱水費は市の負担とします。このため、1) 指定管理料には光熱水費を含んでいません。

② 通信運搬費等

通信運搬費、テレビ受信料、その他手数料等については、指定管理者の負担とします。

3) 指定管理料の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準とし、四半期毎に支払います。

4) 管理口座

指定管理料は、文化創造拠点に係る専用の口座を用意して管理してください。

5) 剰余金の取扱い

指定管理業務において各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属するものとします。

※ 仕様の変更等により協議の上、指定管理料を変更する場合があります。

※ 指定管理者が自動販売機を設置することはできません。

3. 申込みの手続き

(1) 応募資格

1) 応募資格等

応募者は、法人又はその他の団体（以下「団体等」という）、若しくは共同事業体とし、個人での応募は受け付けできません。共同事業体で応募する場合は共同事業体を代表する団体等を定めてください。

2) 欠格事項

① 単独応募の場合

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできません。

ア. 法律行為を行う能力を有しない者。

イ. 破産者で復権を得ない者。

ウ. 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者。

エ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者。

オ. 引き続き2年以上その営業に従事していない者。

カ. 国税、地方税等を滞納している者。

キ. 指定管理者の責めに帰すべき事由により2年以内に指定の取り消しを受けた者。

ク. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員である者。

ケ. 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等である者。

コ. 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者。

サ. その他市長等が指定管理者として適当でないと認める者。

② 共同事業体による応募の場合

共同事業体で応募しようとする場合、次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできません。

ア．構成する団体のいずれかが上記①の条件に該当する者。

イ．応募時に「共同事業体協定書」を提出できない者、又は選定後協定締結時まで
に代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写し
を提出することができない者。

3) 複数応募の禁止

単独で応募した団体等は、共同事業体による応募の構成員となることはできません。
また、複数の共同事業体において同時に構成員となることはできません。

4) 共同事業体による応募の構成員の変更

共同事業体による応募の場合、代表する団体等及び共同事業体を構成する団体等の
変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する団体等については、
業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その
場合には、必要に応じて応募書類の再提出を求めます。

5) 申込みに関する留意事項

① 接触の禁止

大和市文化創造拠点運営審議会委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関
係者に対し、指定管理者の候補者が選定されるまでの間、本件応募についての接
触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

② 申込内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

③ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

④ 提出書類の取り扱い

提出された書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

⑤ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出してください。

⑥ 費用の負担

申込に関して必要となる費用は、申込団体の負担とします。

⑦ 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は大和市及び作成者に帰属し、申込団体の提
出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、提出された書類は、
本事業において本市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を公表、使
用できるものとします。

(2) 提出書類

指定管理者指定申込書（様式1）に次の書類を添えて提出してください。

1) 申込団体の定款又はこれに類するもの 最新のもの

2) 申込団体の収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書 最新のもの

- 3) 申込団体の財産目録
- 4) 施設の管理運営に係る企画提案書（様式3）
- 5) 施設の管理運営に係る企画提案書に基づくプレゼンテーション資料
（プロジェクター等を用いて説明することを前提として作成してください）
- 6) 施設の管理運営に係る収支予算書（様式4）及び指定管理料見積書
- 7) 共同事業体に関する協定書、委任状、構成員名簿等
- 8) 欠格事項に関する申立書（様式5）
- 9) 申込団体の登記簿謄本 6ヶ月以内のもの
- 10) 申込団体の役員、理事、評議員等の名簿（様式6）
- 11) 申込団体の納税証明書等（徴収猶予を受けている場合を除きます）
 - ・法人税、事業税の納税証明書又は未納が無いことの証明書
 - ・大和市内に営業所を有する者については、市民税、固定資産税の納税証明書又は未納が無いことの証明書

※提出部数 正本1部、副本15部

※上記に加え、4)、5)については副本を6部、また、4)、5)、6)、10)についてはデータファイルを格納したCD等を2部提出してください。なお、10)はMicroSoft Excel形式のまま格納してください。

(3) 応募者説明会

- 1) 日 時 平成26年10月14日（火）14時～16時
- 2) 場 所 大和市役所第1分庁舎第2会議室
- 3) 参 加 者 1団体につき2名までとします。（事前予約不要）

※応募を検討されている団体は必ず出席してください。

※共同事業体を構成する団体ごとに2名まで出席いただけます。

※資料は配布いたしませんので、市ホームページに掲載されている募集要項や各種仕様書等の関連書類を印刷してご持参ください。

(4) 質問の受付

- 1) 受付期間 平成26年10月15日（水）～平成26年10月29日（水）
- 2) 受付方法

質問票（様式7）を市ホームページから提出してください。

電話や口頭等での質問、受付期間外の質問には回答できません。

- 3) 回答

回答は、随時、市ホームページに掲載します。なお、最終回答予定日は平成26年11月12日（水）とします。

(5) 応募期間

- 1) 応募期間 平成26年10月3日（金）～平成26年11月25日（火）
- 2) 受付時間 上記期間の土日祝日を除く、8時30分～17時15分

4. 選定について

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例第6条に基づき、最も適当と認める応募者を指定管理者の候補者として選定します。

審査は、同条例第19条により設置された大和市文化創造拠点運営審議会（以下、「審議会」という。）が行います。

(1) 選定方法

1) 書類審査

提出された書類について、応募者の参加資格要件等を審査します。

2) 面接審査

応募者によるプレゼンテーションを実施し、提案内容等を審査します。

3) 候補者の選定

審議会は、審査結果を基に指定管理者の候補者を選定し、市長等に報告します。

(2) 選定基準

- 1) 文化創造拠点を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- 2) 文化創造拠点の効用を最大限に発揮するものであること。
- 3) 文化創造拠点の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の節減が図られるものであること。
- 4) 文化創造拠点の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(3) 面接審査（応募者によるプレゼンテーション）

1) 時 期 平成26年12月8日（月）

※ 日程等の詳細は応募締切り後、通知します。

※ 時期は現時点での予定です。応募者多数の場合等、別の日程となる場合があります。

2) 場 所 応募締切り後、通知します。

※ 日時は、応募書類の提出が遅い順に割り当てます。

※ プレゼンテーションは公開で行います。ただし、評価に関する審議については、審議会委員の率直な意見交換を妨げるおそれがあるため、非公開とします。

※ 関係者は他の応募者のプレゼンテーションは傍聴できません。

※ プレゼンテーションは、応募時に提出した「施設の管理運営に係る企画提案書に基づくプレゼンテーション資料」を使用し、説明は本業務の責任者又は主たる担当者が行ってください。なお、応募時に提出した他の書類（企画提案書等）を補足として使用することを妨げません。

※ プレゼンテーションに必要なプロジェクター等の機材は応募者が用意してください。ただし、スクリーンについては、会場備付けのものを利用できます。

※ 応募者の出席者は原則として10名以内としてください。

(4) 選定結果

各応募者宛に平成27年1月上旬までに通知します。

5. 指定管理者の指定について

(1) 指定管理者の指定の議決

審議会から候補者の報告を受けた市長は、指定管理者の指定に関する議案を市議会に上程します。

(2) 指定管理者の指定日

平成28年11月3日（木）

(3) 協定の締結

市議会における議決後、市との協議に基づき協定を締結します。なお、協定は以下の項目について定めます。

- 1) 総則に関する事項
- 2) 業務の範囲と実施条件に関する事項
- 3) 業務実施に係る市の確認事項
- 4) 指定管理料に関する事項
- 5) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- 6) 指定期間の満了に関する事項
- 7) 指定期間満了以前の指定の取消に関する事項
- 8) その他市が必要と認める事項

6. スケジュール

内容	日程（予定）
募集要項の公表、募集開始	平成26年10月3日（金）
応募者説明会	平成26年10月14日（火） 14時～16時
質問事項の受付期間	平成26年10月15日（水）～10月29日（水）
質問に対する最終回答予定日	平成26年11月12日（水）
応募書類の提出期限	平成26年11月25日（火） 17時15分
面接審査日時の案内予定日	平成26年12月3日（水）
面接審査	平成26年12月8日（月）
選定結果の公表、応募者への通知	平成27年1月初旬
大和市議会における議決	平成27年3月
協定の締結	平成27年4月以降
管理の開始（指定管理者の指定）	平成28年11月3日（木）

7. 添付書類

様式1：指定管理者指定申込書

(大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第1号様式)

様式2：辞退届

様式3：施設の管理運営に係る企画提案書

様式4：施設の管理運営に係る収支予算書

様式5：欠格事項に関する申立書

様式6：役員、理事、評議員等の名簿

様式7：質問票

8. 応募書類の提出先及び問合せ先

大和市文化スポーツ部 文化創造拠点開設準備室

所在地 〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

電話 046(260)5256

市ホームページ http://www.city.yamato.lg.jp/web/souzo/souzo_shitei.html

※質問票(様式7)は、上記ページの最下部「このページに関するお問い合わせはこちら」から提出してください。